

令和3年 教育委員会第18回定例会 会議録

日時 令和3年10月26日（火） 午後3時05分～午後3時50分
場所 教育委員会室（オンライン）

議事日程

第1 報告

【指導課】

- (1) リバウンド防止措置期間終了に伴う対応について
- (2) 特別区人事委員会勧告について
- (3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告（9月末）

第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（11月5日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

- 堀米教育長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますのでご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。
- ただいまから令和3年教育委員会第18回定例会を開会します。本日俣野委員がオンラインでご出席です。教育委員は全員出席です。今回の署名委員は中川委員にお願いします。
- 第3回区議会定例会におきまして、長崎委員が教育委員に再任されることが可決されました。長崎委員の新たな任期は、令和3年10月17日から令和7年10月16日までです。どうぞよろしく願いいたします。長崎委員から一言よろしいでしょうか。
- 長崎委員 はい、引き続きどうぞよろしく願いいたします。今、コロナで制約がある中、落ち着いて通常どおりの子どもたちの姿を見られるようにと願っています。引き続きよろしく願いいたします。
- 堀米教育長 ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

◎日程第1 報告

【指導課】

- (1) リバウンド防止措置期間終了に伴う対応について
- (2) 特別区人事委員会勧告について
- (3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告（9月末）

- 堀米教育長 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長お願いします。
- 子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は私が職名を読み上げますので返事をお願いいたします。それでは読み上げます。子ども支援課長。
- 子ども支援課長 はい。新井です。
- 子ども総務課長 子育て推進課長。
- 子育て推進課長 はい、中根です。
- 子ども総務課長 児童・家庭支援センター所長。
- 児童・家庭支援センター所長 はい、安田です。
- 子ども総務課長 子ども施設課長。
- 子ども施設課長 はい、赤海です。こんにちは。
- 子ども総務課長 学務課長。

学務課長 はい、学務課長小原です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長 指導課長。
指導課長 はい、指導課長山本です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長 九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長 はい、大塚です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長 はい、以上のとおり全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

また、10月1日から24日までのリバウンド防止措置に伴って、子ども教育施設として、利用時間を21時までに制限していた児童・家庭支援センター、児童館及び富士見わんぱくひろば、学校施設の一般開放につきましては、10月25日から通常通り22時までの利用となりましたので簡単ではありますが、以上のとおりご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長 それでは、日程第1報告事項に入ります。リバウンド防止措置期間終了に伴う対応につきまして、指導課長説明をお願いします。

指導課長 はい、指導課長です。それでは、私からリバウンド防止措置期間終了に伴う対応について報告させていただきます。東京都のリバウンド防止措置期間が10月24日で終了したこと、10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間としたこと、及び10月21日付けにて東京都教育委員会教育長から通知が発出されたことを受け、10月22日付けにて千代田区立学校・園に、お手元資料のとおり通知をいたしました。

前回9月30日に発出した緊急事態宣言の解除に伴う対応についての通知と、今回からの変更点を記載した別紙を資料として添付しております。前回の通知と今回の通知の変更点のうち、主なものを報告させていただきますので、別紙資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

まず、3教育活動に関することについてです。(6)学校行事についての中で、前回の通知では宿泊的行事について触れておりませんでした。修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施にあたっては感染症防止対策を徹底した上で実施する、という記載をしております。

また(7)部活動についてですが、前回の通知では、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底すると記載してはいたしましたが、今回は、対外試合、合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、地域や児童・生徒の感染状況を踏まえ、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する、という記載にしております。

リバウンド防止措置期間から基本的対策徹底期間とはなりましたが、引き続き各学校・園における感染防止対策を徹底した上での教育活動を進めてまいります。本件については以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。続きまして、特別区人事委員会勧告につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。それでは引き続きまして、特別区人事委員会勧告の概要について報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

特別区人事委員会は、令和3年10月20日に特別区の職員の給与等について、23区議会及び23区長に対し報告及び勧告を行いました。指導課といたしましては、特別区人事委員会の勧告のうち、幼稚園教育職員にも関わる部分を記載した資料となっております。

それでは、資料1 給与改定の内容をご覧ください。(1) 月例給については、職員の給与が民間事業員給与を94円、これは0.02%にあたります。94円上回ってはいるもののわずかな差ということであり、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難なため、本年における月例給の改定はございません。

続いて(2) 特別給、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスについては、民間における特別給の支給状況を勘案して、区職員の年間の支給月数を0.15月引き下げ、現行の4.60月を4.45月とするものになっております。支給月数の引下げ分は期末手当から差し引きます。このことにより、職員の平均の年間給与は約59,000円の減となっております。

次に、2 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見についてです。育児や介護を行う者が、意欲をもってその能力を十分に発揮できる環境を整えていくことは、少子高齢化が進む我が国において社会全体で取り組むべき重要な課題であり、特別区においてもより一層仕事と家庭の両立支援の推進が求められていると記載し、不妊治療のための休暇の創設と会計年度職員の仕事と家庭の両立支援の検討について求められております。

資料裏面をご覧ください。3 定年引上げに関する意見でございます。

(1) 高齢層職員の能力及び経験の活用について、少子高齢化に伴い、若年労働力の人口の減少が続く中、複雑化、高度化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識、経験を最大限活用することが不可欠であると述べられております。

(2) 法改正による定年の引上げについてです。改正地方公務員法が令和5年4月から施行され、公務員の定年が原則として65歳に上げられることから、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要

があると述べております。主な内容として3つ、1点目は60歳を超える職員の任用ですが、役職定年制については特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことがないように留意することとしています。

2点目、60歳を超える職員の給与については、当分の間、60歳を超える職員の給与は、60歳前の7割水準に設定することが適当としております。

3点目、高齢者部分休業については、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から、高齢者部分休業の導入について検討する必要があるとしております。

(3) 今後の高齢層職員の在り方についてです。特別区人事委員会は、在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、引き続き研究していくと述べております。

なお、今後の予定になりますけれども、この給与勧告を受け給与改定に向けて団体等との交渉が行われ、その交渉結果を踏まえ、区議会定例会において給与条例の一部改正を提案する予定となっております。現在提案時期につきましては、第4回定例会を予定しておりますが、スケジュール次第で変更する可能性もあるということをご承知おきいただければと思います。本件については以上となります。

堀米教育長 ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 2点ございまして、1つは学校の先生ですから多分東京都の問題にはなるんでしょうけれども、超勤手当の問題でのことを考えると、実はこの5万円いくらかの減額をしない方が、金額的にはバランスがいいんじゃないかというふうに思いました。ただ、これは区で決めることができないことですので、私の意見だということで申し上げさせていただきます。かつそれは法の改正をしないことには本質的な議論にならないので、やむを得ないんだろうとっております。

もう1つはですね、今の3の(2)のイですけれども、60歳を超える職員の給料は60歳前の7割水準に設定する。大学なんかでもだいたいこういうようなことをよくやっておりますけれども、同一労働同一賃金のことを考えると、一体なんでこういうのが出てくるんだろうかという意味で、労働政策として非常に疑問を感じました。以上は意見です。

堀米教育長 ご意見ありがとうございます。他にご質問ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。続きまして、いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長 はい。引き続きまして、9月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をさせていただきます。

いじめにつきましては、8月からの継続が3件、新規に報告されたケースが3件、解消が4件となっております。新規いじめの態といたしましては、ひどくぶつかられるが1件、冷やかしやからかい、悪口が2件となっております。

解消につきましては、いじめ防止等のための基本的な方針に則り、いじめの行為が止んで3ヶ月以上が経過及び本人・保護者からも苦痛を感じていないということが確認できたことによる解消が2件、当該児童・生徒の転出による解消が2件となっております。各学校には児童・生徒及び保護者の思いに寄り添いながら丁寧な対応をお願いしているところとなっております。

続いて不登校についてです。4月からの不登校が主な理由である欠席・出席停止日数が30日を超えたのは、小学校が30名、中学校・中等教育学校が38名、計68名となっております。今年度の累計が70名に対し、今月の不登校者数が68名なのは2名が転出したための減少となります。各学校に対しては、引き続き児童・生徒や家庭にこまめに連絡をとり、サポートするよう依頼をしているところでございます。

最後に、白鳥教室の利用状況についてです。まず9月の登録者数は先月末から2名増え、小学校が5名、中学校・中等教育学校が15名、計20名となりました。そのうち9月の利用者数は18名となっております。1名は9月30日に登録したため9月の登校はなし、もう1名は登校に向けて保護者と連絡を取り合っているところでございます。今後もきめ細やかなサポートができるよう学校と情報を共有し、連携しながら指導支援ができるようにしてまいります。本件については以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。この件に関して、ご質問等ありましたらお願いいたします。はい、金丸委員、どうぞ。

金丸委員 不登校者数のカウントについても一度確認したいと思うのは、学校に出てこられないけれども、リモートで放送したときにそれを受信している子供いますよね。そういう子どもたちが不登校の中にカウントされているのか、出席という形でカウントされるのか、それともそのいずれにも属さない形でカウントされるのか、この辺はどうなっているのでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、リモートでの参加というような形ですけれども、例えば9月に何人かおりましたコロナ不安により登校しないでリモートによる参加というような場合には、出席停止というような扱いになっておりますので、この人数合計30日に入っております。

堀米教育長 はい、金丸委員。

金丸委員 だとするとですね。1学期の間は、実は登校をさせなかったときの時期があったと思うんですけども、そういうときにリモートで授業を受けた子たちも、みんな出席停止になってしまうのでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、ありがとうございます。そういったケースも出席停止というように扱いとなります。

堀米教育長 文科省が出席としては認めない形で通知を出しているということなんで、私としてはやっぱり別枠でリモートによる出席とかでの記録をするべきではないかなという思いがあるんですが、とりあえず出席の取り扱いについては出席じゃなくて出席停止というのが、今のところの扱いということなんです。

金丸委員 私はこれからの流れで同じような状況ができるかどうかはともかくとして、学校に子どもたちが来られない状況において、リモートで授業を受けていても出席停止というカウントというのはどうにも腑に落ちない。これからはもっとテレワークみたいな形で、リモートで授業が行われる可能性がかなりあるわけですね。そういう意味では手続き的に出席と同視するような形での、もちろん出席そのものではないかもしれないけれども、カウントとしては出席と同視するような取り扱いをするべきではないかな、という感じを持っております。

堀米教育長 はい、コロナの感染不安でのリモートと、それから不登校についてのリモートと、多少取り扱いが違うかなと思うんですが、指導課長いかがでしょうか。

指導課長 はい、ありがとうございます。今、教育長おっしゃっていただいたところで、出席停止の場合もそれがわかるように指導要録等に明示するというようなことのお考えについては、先日そういった通知も出たところです。各学校に出席停止の中でもリモートでの出席をしている、参加をしているということがわかるような指導要録上の記載をするというような通知は発出しているところでございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。特に入試等に不利にならないような配慮ということも合わせて通知が来ておりますので、そのような対応をしてくということでもよろしいでしょうか。はい、中川委員どうぞ。

中川委員 コロナで出席できないとかっていうお子さんも結構いたようなんですけども、この内訳をざっくりでも結構ですので、教えていただけるといいなと思います。不登校といってもいろんなタイプがあり、どんなことで不登校になっているかによって対応というのも違ってきますよね。

堀米教育長 不登校の理由ですね。指導課長お願いいたします。ここに理由別の数字が出ている資料はありますでしょうか。

指導課長 はい、失礼いたしました。コロナによる出席停止の不登校というところと、いわゆるさまざまな理由による不登校というところの人数の切

り分けについて、お調べをさせていただいて後ほどお答えさせていただくという形でよろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、よろしいですか。お願いいたします。
他にご質問ありますでしょうか。
(なし)

◎日程第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(11月5日号)

堀米教育長 それでは、日程第2その他事項に入らせていただきます。教育委員会行事予定表、11月5日号広報千代田の掲載事項につきまして、子ども総務課長説明をお願いします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。まず、教育委員会行事予定表の方の資料をご覧ください。10月26日から12月8日までの行事予定が落としこまれてございます。緊急事態宣言が解除されて、リバウンド防止措置期間も終了されました。指導課訪問の方も再開しておりますので、そちら出席いただくような形になってございますので、ご確認いただきたいと思います。11月6日にはお茶の水幼稚園が運動会を実施予定でございます。こちらは教育委員の皆様方へご出席いただかない形となっております。その他、11月13日には九段中等教育学校の学校説明会、学校保健大会がいきいきプラザ一番町でございますが、こちらにも教育委員の皆様方へご出席いただかない形での開催となっております。11月16日は合同こども会、こちら国立オリンピック記念青少年総合センター、こちらは二手に分かれてご出席いただくことを予定してございます。

裏面に移りまして、11月17日には保幼小合同研修会がございます。その他、11月23日に本来ですと教育委員会定例会が開催する予定でございますが、祝日のため別日での振替を今考えているところでございます。議会日程等々がありまして、後ほど閉会後にこちら調整させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。また、12月6日には点検・評価第2回有識者会議を予定してございます。教育委員会行事予定は以上でございます。

続きまして、11月5日号広報原稿の方をご紹介します。11月5日号の特集は、児童館は冒険島ということで、児童館の特集が組まれる予定でございますので、配布された暁にはご確認をお願いいたします。

記事といたしましては、子ども部からは5件ございます。子ども支援課からは、保育園・こども園・幼保一体施設などの入園児の募集。また、年末保育の西神田保育園での実施。児童・家庭支援センターからは、「親と子の絆プログラム」。また、子育てサポートが受けられる利用会員登録説

明会。また、指導課からは、特別区の区立幼稚園臨時的任用教員採用候補者の募集がございます。また、7ページ目には長崎委員の再任についての記事が載る予定でございますのでご確認ください。

引き続きでその他で1点情報提供がございます。9月27日に九段幼稚園、小学校において、感染症専門医である水野医師に現場を直接見ていただいて、コロナ対策で講ずべきポイント、やりすぎているポイント等、対策自体の妥当性も含めてアドバイスをいただきました。その動画を今般作らせていただいて、11月1日ホームページ上に公開予定としてございます。まだ編集しているところがございますので、また動画確認いただける時期がまいりましたらご確認いただけるようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。説明は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。特に、行事予定表並びに広報千代田の掲載等についてご質問等ありましたらお願いたします。よろしいでしょうか。中川委員、どうぞ。

中川委員 今の水野医師の情報をホームページ上にというのはとってもいいことだと思うんですけども、もちろんこれは一般の人たちも見られるということでしょうか。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。はい、こちら動画という形でホームページ上にアップされるとともに、YouTubeの方でも視聴できるような形になるので、区民だけではなくて一般に広く見ていただけるものになっています。

もう1件情報提供を忘れてしまったんですが、この他に児童館、学童クラブの方にも行っていただいて、ポイントアドバイスをいただきました。そちらは動画にはまとめていないんですが、学童とか児童館の方に情報提供して、こういうふうな視点で対策を組んでやってくださいってところで、展開しているところでございます。

堀米教育長 よろしいでしょうか。YouTubeで上がりますので、どなたでもいつでも見られるというような形になるかなというふうに思っています。

委員さんから情報提供等ございましたら。いかがでしょうか。

中川委員 情報提供ではないんですけど、タブレットいじめみたいなことが問題になっていましたね。なりすましというのが問題なようですが、そこでやっぱりパスワードの管理と顔認証っていうのが大事ではないかというふうに言われてるんですが、千代田区のタブレットは顔認証の設定はもうできたのでしょうか。

堀米教育長 顔認証の方はもう済んでいるかと思いますが、指導課長、今のご質問についてよろしくお願いたします。

指導課長 はい、指導課長です。大変ご心配をお掛けいたしました。10月上旬に2週間ほどかけて、各学校一日一校ずつ全学年について顔認証の作業を進めました。その結果として、お休みだったりとか、そういったお子さん以外の顔認証の登録は済んでおります。ですので、現在顔認証システムで

入ることもできます。顔認証とIDパスということで二重のなりすまし防止を今現在とっているところとなっております。

中川委員 はい、ありがとうございました。

堀米教育長 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

中川委員 もう1つだけ、あんまり関係ないことかもしれないませんが、今、衆議院選挙について話題になっており、いろいろ情報を見ていると、若い人の投票率がすごく低いと言われてますね。この間ノルウェーの総選挙では若い人たちが、ノルウェーは化石燃料が1番欧米で取れるところらしいんですけども、若い人たちがこんなものは必要ないよということで立ち上がって運動して、8年ぶりにそれを主張していた労働党が政権をとったということらしいです。ドイツなんかでもそうですけど、若い人たちの声っていうのがいろんな政策なんか生きてきていると思うんですけども、日本の場合はどうしてそれが低いんだろうと思うと、教育環境として、そういうところに意識を向けることもしていかなければいけないのではないかなって感じました。

堀米教育長 はい、ご意見としてでよろしいでしょうか。ありがとうございます。高校3年ぐらいになると選挙権のある子もありますので、それについては教育の中で、そういった社会参画、選挙というふうな投票ということについても、学習をしているというふうに思っています。指導課長いかがですか。

指導課長 はい、ありがとうございます。指導課長です。今中川委員ご指摘の点、非常に危惧される場所ではありますけれども、義務教育段階におきましても、例えば小学校6年生では国会に社会科見学で行ったりですとか、政治の仕組みについて学ぶというような学習もしております。また、中学校段階におきましても、同じように政治についてより詳しく学ぶというような学習をしております。その辺りも踏まえて、18歳以上になったら、是非選挙に行っていたらいいのかなと思います。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。金丸委員、どうぞ。

金丸委員 日本の教育体制、今、指導課長がおっしゃったとおりだと思うんですけども、今の時代に自分で考えるということを中心に教育をするんだということになってくるとですね。多分小学校の高学年もしくは少なくとも中学校からですね、具体的に、例えば原発を使うべきか使うべきじゃないかとかですね。そういう具体的な問題についての討論会みたいなものを子どもたちにさせることで、結論を出すのではなくて考える、そのノウハウを取得してもらうという教育が、せめて義務教育の中で完成して、その上で具体的な政治の問題を高校で語るというような、そのステップを考えるべきではないかというふうに私は思っております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。指導課長、この辺については今後まだ確定はしてないんですが、子どもたちとの意見交換の場というのは考えられ

ているかと思うんですが、簡単にわかる範囲、言える範囲でお話していただけますでしょうか。

指導課長 はい、指導課長です。今ご指摘いただきました件、まさにおっしゃるとおりというふうに考えております。例えば教育活動の場においても、例えば道徳なんかで申し上げますと、考え議論する道徳ということで、自分の考えを持ち発表するというような場面も非常に重要視されているところで、すし、ディベートというような形で討論をし合うというような場面もよく設定しているというふうなことも聞いております。また、教育長の方からお話がありました、是非自分の意見を持ち政治等にも興味を持つというところで申し上げますと、現在中学生を対象に、例えば区長ですとか教育長ですとかと話し合いをする会というようなことも、企画計画をし始めているところとなっております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。区民の代表である議員さんとか、議長さんと一緒に会話をしていくとか、いろんなことが考えられると思うんですが、今、千代田区としてもそのようなことを計画しつつあるということですので、金丸委員のご意見を取り入れながら考えていければと思うんですが。

金丸委員 あとですね、千代田区でやったかどうか記憶が定かでなくなっちゃったんですけど、地方でよく子ども議会というのをやっているじゃないですか、議場を使って。そんなのを計画してもいいんじゃないかなという気がします。議題が政治そのものじゃなくてもいいけれども、世の中の問題というものをテーマにして、子どもたちの代表が議員席に座って議論をするというのも1つの方法かなというふうに思います。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。さまざまな形があって、子どもたちが行政に気軽に話をしたり考えを伝えるという場を、できるだけこれからも多く持っていければいいかなというふうに考えておりますので、今のご意見大いに参考にさせていただければというふうに思っております。

金丸委員 先程の問題に戻るんですけども、顔認証だけでなくパスワード等というふうに指導課長がおっしゃられましたけれども、顔認証だけで入ることができないという意味なんでしょうか。それとも、顔認証でも入れるけれどもパスワード等で入ることもできるという意味なんでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。基本的には顔認証だけで入れます。というのは、IDパスワードを毎回入力するというので、例えば小学校低学年においては少しそれが困難だったりとかということもございます。ただ、現在はまだIDパスワードでも入れるというような状況でございます。

堀米教育長 サーバー容量が大きくなってくると顔認証だけで操作できるというふうなことになるんでしょうか。

指導課長 はい、指導課長です。全員が同時に入れるようなサーバーの増強が、11月の中旬を目途に実施されることになっておりますので、その暁には一度に5,000人が顔認証で入っても大丈夫というようなこととなります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

俣野委員 俣野委員お願いします。

俣野委員 先ほど不登校のお話があったんですけども、10月14日の新聞なんか見ると、小中の不登校が最低19万人ということで、全国でですね。その後、今度東京都の方も18,000人ぐらいの不登校がいるってことなんですけども、千代田区の数字を見させていただくと、昨年度と比べてどんな感じに推移しているのでしょうか。

堀米教育長 はい。指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、失礼いたしました。指導課長です。例えば昨年度は4月、5月が臨時休校だったために、同じだけの月を重ねたということで、11月末で考えますと、昨年度が74名ということで、ほぼ同じような人数。そして令和元年度になりますと、こちらは9月末今回報告させていただいたときの同じ月ですけども、令和元年度9月末で申し上げますと51名ということで、令和元年度と比較すると増加しているというような傾向がうかがえます。

俣野委員 そうしますと、その原因というのは、一概にコロナだけではないってことになるんですかね。

堀米教育長 はい、指導課長お願いします。

指導課長 はい、まさに俣野委員おっしゃるとおりコロナだけではないというふうに思われますが、さまざまな状況等があるかと思imasので、不登校の原因についてはそれぞれというふうに認識をしております。

堀米教育長 先程の質問の不登校の理由の内訳と、もし今わかりましたらお願いします。ですが、いかがでしょうか。

指導課長 はい。少し誤解を生じさせてしまったかもしれませんが、コロナを原因とした出席停止の児童・生徒につきましては、ここの中でのカウントはしておりません。これまで不登校傾向にあったお子さんで、コロナ不安を訴えて出席停止になった児童・生徒についてはカウントをしております。そのあたり誤解を生じてしまったら大変申し訳ありませんでした。

堀米教育長 よろしいでしょうか。中川委員、そのようなことなんです。

中川委員 コロナ以外の不登校もいろいろあるだろうということで、先ほど山本課長が調べてくださるとおっしゃっていたので、またわかったら教えていただければと思います。

堀米教育長 はい。コロナ以外の不登校の事由ですね。いろいろあるかと思うんですが、この辺については細かい数字、今持ってますでしょうか。

指導課長 はい。コロナ以外の不登校の理由、本当にそれぞれですので、また後日報告させていただきます。

堀米教育長 | それぞれ違いますのでということで、はい、ありがとうございます。他に
| ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 | 本日の教育委員会は以上もちまして閉会といたします。どうもありがとう
| ございました。